

広島県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十六年七月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

西城比和線

三 道路の区域

| 区 間   | 新 旧 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備 考  |
|---|-----|------------------|---------------|--|
| 庄原市西城町大屋字三田一三四五番一地先から<br>庄原市西城町大屋字馬酔谷一七三九番一地先まで | 旧   | 三・三〇〇<br>三〇・〇〇   | 三、二〇〇・<br>〇〇  |  |
| 庄原市西城町大屋字三田一三四五番一地先から<br>庄原市西城町大屋字馬酔谷一七三九番一地先まで | 新   | 一〇・五〇〇<br>九八・五〇〇 | 二、四九四・<br>〇〇  | ダブルウェイ<br>解除<br>不用物件延長<br>三、〇五〇・<br>〇〇メートル |